

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成30年度
計画変更年	令和2年12月
計画主体	三島町

三島町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 三島町産業建設課
所在地 福島県大沼郡三島町大字宮下字宮下350
電話番号 0241-48-5566
FAX番号 0241-48-5544
メールアドレス sanken@town.mishima.fukushima.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、イノシシ、ニホンザル
計画期間	平成31年度～令和3年度
対象地域	三島町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成29年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ツキノワグマ	野菜類	195千円 22a
	小計	195千円 22a
イノシシ	水稲	247千円 63a
	小計	247千円 63a
ニホンザル	野菜類	57千円 5a
	小計	57千円 5a
農作物被害合計		499千円 90a

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

当町の鳥獣被害はツキノワグマによる被害がほとんどであったが、近年ではイノシシ、ニホンザルの被害も年々増加しており、罠の設置による捕獲・駆除だけでは対応が困難となっている。また、クマについては農作物だけでなく依然として人的被害の発生が懸念される。

【ツキノワグマ】

野菜の収穫が始まる6月から10月頃に出没や被害が多い。町内のほとんどの地区で出没が見られ、中には人家の近くまで出没する地区もあり、人的被害の危険性も高い。

また、電気柵で囲っていた蜜蜂の巣箱の被害もあり、設置方法の工夫も必要となっている。

【イノシシ】

水稲の被害が中心であり、田植え前の5月から11月頃まで出没や被害が発生している。出没の区域は山間部が中心で、人家から離れた田や畑の被害が多い（滝谷地区、川井地区、大谷地区、間方地区、大石田地区など）。

また、農作物だけでなく水田のほ場や畦畔を掘る習性があり、農業者の営農継続意欲の減退を招く要因となっている。

【ニホンザル】

これまで目撃情報等はあったが、被害情報としてはここ1、2年が初めてであり、早戸地区、滝原地区において野菜の被害が発生している。また、他の地区でも目撃情報はあるため、個体数の増加による被害地域の拡大も懸念される。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成29年度）	目標値（令和3年度）
農作物被害額		
ツキノワグマ	195 千円	170 千円
イノシシ	247 千円	220 千円
ニホンザル	57 千円	50 千円
合計	499 千円	440 千円
農作物被害面積		
ツキノワグマ	22a	19a
イノシシ	63a	56a
ニホンザル	5a	4a
合計	90a	79a

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策実施隊を中心とした、銃器、箱わな等による捕獲。 ・ツキノワグマは箱わな、イノシシはくくり罠、ニホンザルは箱わなが主な捕獲方法。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化による捕獲従事者の不足。 ・イノシシ・ニホンザルについてはまだ捕獲実績がないなど、捕獲技術や対象鳥獣に対する知識も不足している。

<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度に集落単位での電気柵設置を実施（1箇所）。 ・個人で電気柵を設置している農家もあり、町単独事業で購入及び設置を補助している。 ・広報誌・防災無線等を通じた被害防止啓発。 ・被害防止のためのパトロール活動や花火による追い払い活動等の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気柵は個人での設置がほとんどであるため、集落単位での設置を増やすなど、地域ぐるみで防止対策を立てる必要がある。また、電気柵を設置しても被害が発生したケースもあり、設置技術の向上も必要である。 ・音に慣れてしまったのか、花火による追い払いは効果が薄くなっている。 ・手入れの行き届かない森林や耕作放棄地の増加により人と鳥獣の生活圏・生息域の境界が曖昧になっており、人家の近くまで出没することも増えているため、緩衝地帯の整備も必要である。
----------------------	--	---

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

これまでは有害鳥獣捕獲による鳥獣被害防止対策が中心となっていたが、捕獲による個体数削減と電気柵設置などによる農作物被害防止を合わせて取り組んでいく必要がある。

有害鳥獣捕獲については、銃器と箱わなによるツキノワグマの捕獲が中心となっていたが、獣種の多様化に対応するため、イノシシ用のくくり罠やサル専用の捕獲檻を導入及び積極的に設置し、個体数の削減を図る。また、鳥獣被害対策実施隊員の高齢化による捕獲従事者不足対策として、狩猟免許や銃所持許可等の取得及び更新に対する補助を実施し、後継者や担い手の確保を図る。

捕獲以外の被害対策として、集落単位による防護柵の設置や、里山林整備や耕作放棄地対策とも一体となって考え、伐採や刈払いによる緩衝地帯整備など、地域ぐるみの取り組みを推進する。電気柵設置の補助については、個人だけでなく集落単位も対象として実施していく。また、地域住民が主体となって被害防止対策を講じられるように啓発を図り、効果的な被害対策の実施を目指す。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

町に住所を有する狩猟免許所持者の中から、町長が委嘱を行い、鳥獣被害対策実施隊を組織する。捕獲については三島町と鳥獣被害対策実施隊が捕獲時期、捕獲場所について協議し、実施する。

(隊員16名 平成30年4月1日現在)

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
31	ツキノワグマ イノシシ ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> ・サル専用の捕獲檻を導入。 ・鳥獣被害対策実施隊向けに、イノシシ・ニホンザルの捕獲技術向上のための講習を実施。 ・狩猟免許や銃所持許可等の取得及び更新に対する補助を実施し、後継者や担い手の確保を図る。
2	ツキノワグマ イノシシ ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲技術向上のための取り組み(研修・講習会)を実施。 ・狩猟免許や銃所持許可等の取得及び更新に対する補助を実施し、後継者や担い手の確保を図る。 ・個体数が増加している場合は、発信機等による生息域調査等も検討する。
3	ツキノワグマ イノシシ ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲技術向上のための取り組み(研修・講習会)を実施。 ・狩猟免許や銃所持許可等の取得及び更新に対する補助を実施し、後継者や担い手の確保を図る。 ・個体数が増加している場合は、発信機等による生息域調査等も検討する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、及び福島県ツキノワグマ管理計画、福島県イノシシ管理計画、福島県ニホンザル管理計画の基準に基づき捕獲を行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	31年度	2年度	3年度
ツキノワグマ	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による。	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による。	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による。
イノシシ	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標頭数：15頭	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標頭数：20頭
ニホンザル	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンザル管理計画に基づく基準による。	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンザル管理計画に基づく基準による。	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンザル管理計画に基づく基準による。

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
捕獲時期については、農作物被害が多発する6月～10月頃を重点に実施する。
【ツキノワグマ】 捕獲は、周辺への危険防止及び実施隊員の安全を確保し、主に箱わなにより実施する。 銃器による捕獲は、周辺の安全が十分に確認出来た場合に限り行う。

【イノシシ】

くくり罠による捕獲を中心に実施する。捕獲実績のある市町村や専門家の指導等により、捕獲技術向上を図る。

【ニホンザル】

サル専用の捕獲檻を導入し、捕獲を実施する。捕獲実績のある市町村や専門家の指導等により、捕獲技術向上を図る。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

- (注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	3 1 年度	2 年度	3 年度
イノシシ	電気柵 2,500m	電気柵 3,000m	電気柵 3,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
3 1	ツキノワグマ イノシシ ニホンザル	・ 地域ぐるみによる先進地の事例収集 ・ 地域住民からの情報収集 ・ 被害状況調査と情報の提供
2	ツキノワグマ イノシシ ニホンザル	・ 地域ぐるみによる先進地の事例収集 ・ 地域住民からの情報収集 ・ 被害状況調査と情報の提供
3	ツキノワグマ イノシシ ニホンザル	・ 地域ぐるみによる先進地の事例収集 ・ 地域住民からの情報収集 ・ 被害状況調査と情報の提供

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

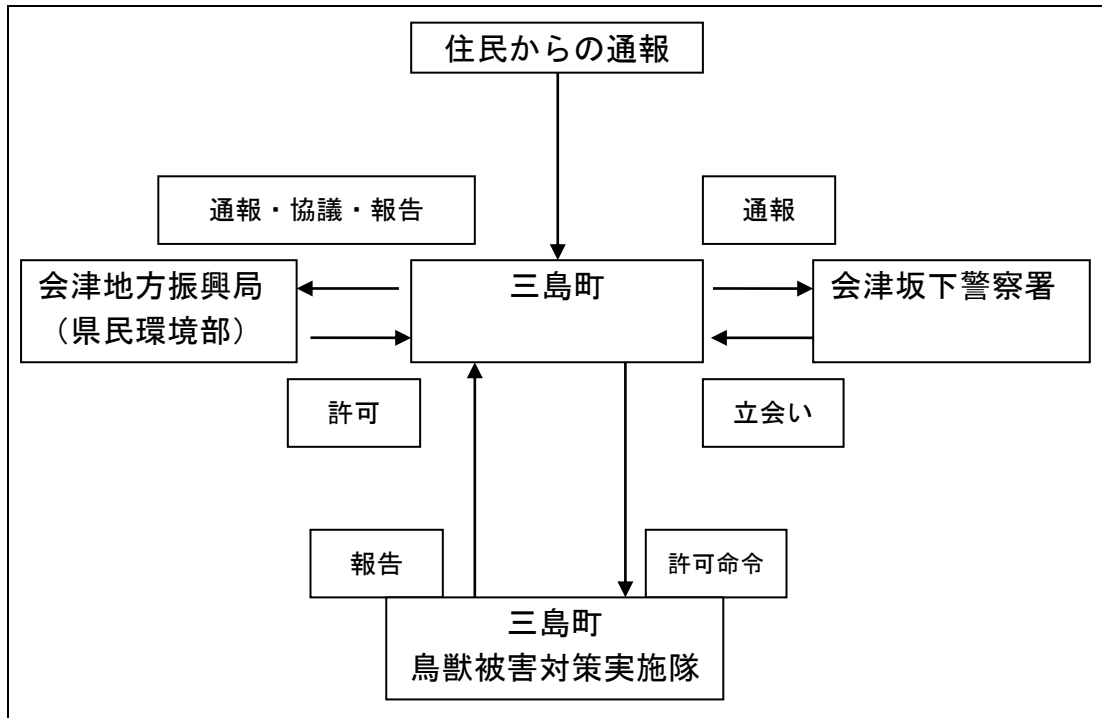
関係機関等の名称	役割
三島町	被害情報の収集と住民への注意喚起を行う。 各関係機関との連絡調整を取り、捕獲許可の手続きを速やかに行う。
三島町鳥獣被害対策実施隊 (有害鳥獣駆除隊)	許可の下りた有害鳥獣の捕獲に従事する。
会津地方振興局 (県民環境部)	町に対する捕獲許可、助言等を行う。
会津坂下警察署	付近の住民への注意喚起を行う。緊急時における住民の安全確保。

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋設により適切に処理する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

現在イノシシは国から出荷制限指示や摂取制限指示が出されており、当面の間捕獲した対象鳥獣の食品としての利用は困難。

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	三島町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
三島町	事務局及び会計を担当し、協議会に関する連絡調整を行う。

会津よつば農業協同組合	農作物被害の発生に応じ、当該地域における営農指導及び情報提供、防除技術指導を行う。
只見川漁業協同組合三島支部	淡水魚等の被害発生の情報提供を行う。
福島県猟友会両沼支部 三島分会	野生鳥獣の生息・生態の情報提供、捕獲技術の伝達を行う。
三島町鳥獣被害対策実施隊	野生鳥獣の生息・生態の情報提供や捕獲方法の助言等を行い、捕獲業務の実施にあたる。
会津若松地方森林組合	林業被害の発生に応じ、当該地域における林業指導及び情報提供、防除技術の助言を行う。
福島県鳥獣保護管理員	鳥獣保護の立場から、諸活動への助言・指導と情報提供を行う。
三島町区長会	被害状況の情報提供及び、地域住民への伝達・連絡を行う。

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
会津森林管理署	森林整備等、林産物等の被害防止対策の指導等を行う。
会津農林事務所 (農業振興普及部) (会津坂下農業普及所)	農作物の鳥獣被害防止対策の技術的指導等を行う。
会津地方振興局 (県民環境部)	鳥獣の保護管理・狩猟等の指導、助言等を行う。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

三島町鳥獣被害対策実施隊は平成26年4月1日より設置されている。猟友会員を中心に構成されており、パトロールや罠設置により被害の防止を図る。

(平成30年4月1日現在 16名 猟友会13名 町職員3名)

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。